

障害者福祉システム等標準化検討会
合同ワーキングチーム（第3回）
令和6年1月12日 【資料2】

障害者福祉システム等標準化検討会 第3回合同WT

第3回WTの検討概要

令和6年1月12日
事務局提出資料

1. 第3回WTで検討する範囲について

○ 第3回WTで検討する範囲は以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	関連箇所	
1	令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応	制度改正	2頁	本日の 検討範囲
2	特別児童扶養手当証書の廃止に伴う対応(省令改正対応)	制度改正	第2回WTで検討済	
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 現時点での大まかなスケジュール感 ・1月中メド 省令改正検討 ・2月中メド パブリックコメント ・3月中メド 省令公布、通知発出 (施行は令和6年7月) </div>				
3	公費負担医療のオンライン資格確認の対応	制度改正以外	3～5頁	本日の 検討範囲
4	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	指定都市要件検討 分科会で検討済	
5	指定都市要件の指定都市以外の市区町村へ拡大 ・指定都市要件の「成案」で、2.1版に反映済の機能(39件)について必要な機能 ・検討の論点4で追加となった機能について必要な機能	制度改正以外	6～7頁	本日の 検討範囲
6	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し	制度改正以外	8～15頁	

なお、標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた正誤対応は、検討事項ではありませんが、確認対象として記載しております。

※ 令和6年3月改定においては、2.1版正誤表は作成せず、

「(別添)障害者福祉システム標準仕様書【第3.0版】案」に反映しております。

16～19頁

本日の
確認範囲

2. 令和6年4月施行の障害者総合支援法等の一部改正の対応

- 令和5年12月11日に開催された社会保障審議会障害者部会、こども家庭審議会障害児支援部会合同会議において令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性については以下のとおりとされており、

令和5年12月6日 障害福祉サービス等改定検討チーム	
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について（概要）	
<p>障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおけるこれまでの議論を踏まえ、以下の主要事項に沿って、基本的な方向性を取りまとめた。障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。</p>	
<p>I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり</p> <p>1. 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none">障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、障害者の緊急時の受入れや地域移行の推進に取り組む相談支援事業者を評価グループホームにおける食料料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組居宅介護及び重度訪問介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分の追加や単位の見直しを実施高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充強度行動障害を有する児者を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価 <p>2. 医療と福祉の連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none">医療的ケアが必要な者への喀痰吸引や入浴支援等の促進福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用について、障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加感染症発生時に備えた医療機関との連携強化 <p>3. 精神障害者の地域生活の包括的な支援</p> <ul style="list-style-type: none">多職種による包括的支援を中心とした、回復期の入院患者に対する医療や入退院の支援等を含めた医療提供体制の評価 <p>※ 診療報酬改定については、中医協において議論</p>	<p>II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応</p> <p>1. 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none">児童発達支援センターの機能強化児童発達支援・放課後等デイサービスにおける総合的な支援の推進、時間区分創設、関係機関との連携強化支援ニーズの高い児への支援や家族支援の評価拡充インクルージョンの取組や保育所等訪問支援の評価拡充障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実 <p>2. 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進</p> <ul style="list-style-type: none">就労継続支援A型の生産活動収支の改善等を評価就労継続支援B型における平均工賃月額の上昇を評価就労選択支援の円滑な実施のための人員配置基準等の設定
	<p>III 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none">処遇改善加算の一本化。必要な水準とあわせ、処遇改善に構造的につながる仕組みを構築障害者支援施設における見守り機器導入による加算要件の緩和事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化経営実態調査を踏まえた経営状況やサービスの質に応じた評価を行うための基本報酬の見直し生活介護の基本報酬設定にサービス提供時間毎の区分を追加補足給付の基準費用額について経営実態調査等の結果を踏まえた見直し

障害福祉分野における賃上げ、人材確保への対応が重要な課題であり、必要な処遇改善の水準の検討、対応が主要事項とされている。

「I 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「II 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応」より受給者台帳上の管理項目、受給者証への印字が必要となる可能性がある。

【出典】 社会保障審議会障害者部会(第139回)・こども家庭審議会障害児支援部会(第4回)合同会議
資料3 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について

現時点では、以下の資料について厚生労働省、こども家庭庁で検討中のため、引き続き、情報提供がありしだい、2月WT以降で検討することとする。

- ・ 審査支払等システムのインターフェース仕様書
- ・ 介護給付費等に係る支給決定事務等について
- ・ 障害児通所給付決定事務等について

3. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(1/3)

○ PMHに関する仕様追加・変更に伴う主な影響事項は以下のとおりとなっております。

No	11月WT時点	1月WT時点	主な影響事項	
1	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E01_医療助成対象者情報同期API_v0.06	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E02_医療費助成対象者情報登録API(自治体)	変更	・連携項目の追加・変更・削除 ・HTTPヘッダに、IDトークン(PMH保守運用事業者より払い出されたトークン情報)が追加 等
2	—	【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体)	追加	処理通番を元に登録結果を確認するAPI連携が追加 ※ 処理通番は、PMH画面で確認する
3	【PMH】医療助成対象者情報登録用ファイル設計書_v0.04	【PMH】0703_基本設計書_ファイル設計書_医療費助成対象者情報登録用ファイル_Ver0.10	変更	・連携項目の追加・変更・削除 ・サンプルの記載の修正 等 ※ CSVファイルの作成は不要であるが、API連携する際の連携項目の参考として利用
4	—	(事務局作成) 対象者情報登録時の自立支援医療設定内容	追加	PMH仕様に対して、事務局において自立支援医療における設定内容を記載したもの

※ No.1～3は、デジタル庁が規定する仕様となります。

※ 1月WT時点のPMHに関する仕様や自立支援医療設定内容の詳細は、資料3-1～資料3-4を参照ください。

3. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(2/3)

○ 検討論点に対するご意見やデジタル庁への確認等を踏まえた整理は、以下のとおりとなっております。

No	11月WT時点			1月WT時点
	検討論点	事務局の見解	構成員のご意見	対応方針や3.0版案への反映内容
1	連携頻度は、※2(日次(1日1回以上の頻度))でよいか	自動化できる部分であるため、可能ではないか	11月WT意見集約一覧 No.68 地方単独医療費助成では、連携頻度を随時(5分おきなど)にすることは可能か。	1日1回以上の連携頻度であれば問題ありません。 ※3.0版案は変更なし
2	連携データは、毎回、※3(全件(差分は不可))でよいか	回線利用料、帯域利用による他処理への影響、処理時間等の様々な増加要因となるため、当初は全件とし、以後は差分とするのが適切ではないか	11月WT意見集約一覧 No.70 対象者が多いため、毎回全件送信となると多大な送信時間の増加やネットワーク負荷が予想されるため、差分としてほしい。	デジタル庁の回答は、「差分連携については次年度以降での対応を検討しております。」とのことであるため、3.0版案は変更なしとなります。
3	適合基準日は令和8年4月1日でよいか	令和8年度以降の全国的な運用を見据えた政策上必要な機能である	特になし	変更なし
4	登録する履歴データに不明点はないか	毎回全件の場合は処理日時点で有効期間が有効又は未来のデータでよいか 差分とする場合は処理日時点で新たに上記に該当するデータでよいのではないか	11月WT意見集約一覧 No.71、83、84 有効期間内に転出死亡等した場合や遡及して支給決定した場合や訂正した場合も必要ではないか。	「資料3-4_対象者情報登録時の自立支援医療設定内容」にて設定内容を明確化しました。 なお、令和6年度以降の検討で差分連携となる場合は廃止日の扱いも合わせて検討します。
5	登録する項目に不明点はないか	「性別」の扱いは既定済。その他の項目で不明点はないか	11月WT意見集約一覧 No.2~17 等	
6	JSON形式のAPI連携のみで問題ないか	先行事業ではCSVファイルを利用したPMHとの連携が対応されているが、標準化に向けた過渡期の対応であるため、標準化としてはAPI連携のみとするが問題ないか	11月WT意見集約一覧 No.20、76 過渡期であるため庁内連携においてはファイル連携となっていることや、対象件数が多いため、ファイル連携を認めてほしい。	JSON形式のAPI連携でも1回の通信で複数件(全件)の連携は可能です。 また、認証もトークン情報をAPIのヘッダに設定する方式です。
7	自己負担上限額の上乗せ支給時の扱い	—	自治体独自で上乗せ助成している場合、上乗せした結果を設定すればよいか。	現状の受給者証の券面と同様とする必要があるため、上乗せ後の額を設定する旨、「資料3-4_対象者情報登録時の自立支援医療設定内容」に明記している

3. 公費負担医療のオンライン資格確認の対応(3/3)

○ PMHに関する仕様が追加・変更され、また構成員からの意見を踏まえ、以下のとおり3.0版案を修正しております。

※ 青字が修正点となります。また、以下は更生医療で記載しておりますが、育成医療、精神通院医療でも同様の修正をしております。

機能ID：0221332・0221333

受給者証に独自の上乗せ支給を印字する場合は、上乗せ後の自己負担上限額及び負担率の設定が必要であるため管理項目を追加合わせて、追加した管理項目への自動設定機能を追加

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221332	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額・負担率を連携する必要があることから、以下を管理できること。 【管理項目】 PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額 PMH連携用独自上乗せ後の負担率	○	【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、管理項目を追加。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定
8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221333	更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業(上乗せ)の負担上限月額を、機能ID:0221332のPMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額に自動反映できること。また、更生医療独自施策利用項目を利用した独自事業(上乗せ)の所得区分から、PMH連携用独自上乗せ後の負担率をペндаの実装範囲において自動で設定できること。	○	PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を更生医療独自施策利用項目で管理している負担上限月額、所得区分から自動設定できる機能である。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定
8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221278	JSON形式のAPI連携により、PMHに受給資格情報を提供する。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04-2_医療費助成対象者情報登録API(自治体)」に準拠すること ※2 日次(1日1回以上の頻度)で自動連携すること ※3 全件(差分は不可)とすること ※4 返却された登録結果(コード、内容)を確認できること	◎	・自立支援医療制度では「性別」を管理していないことから、「性別」項目には「0:不明」を設定すること。 ・各項目の設定は「対象者情報登録時の自立支援医療設定内容」に従うこと。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加 障害者福祉システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。	令和8年4月1日
8.自立支援医療(更生医療)	8.1.受給者台帳管理機能		新規追加	0221334	PMHに、処理通番を基に受給資格情報の登録状況を照会する。 ※1 APIの仕様は、デジタル庁が規定する「【PMH】1800_基本設計書_API設計書_S00G-E04_医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体)」に準拠すること ※2 返却された照会結果(コード、内容)を確認できること	○	・当該機能は、PMHの登録受付以降は非同期処理で実施されるため、結果を即時に返却出来ない制約があるため、一定時間が経過した後に登録結果を確認するために利用する。 ・処理通番はPMH画面で確認する。 【第3.0版】自立支援医療のオンライン資格確認に対応するため、当該機能を追加している。	【第3.0版】標準化検討会における検討により追加	標準オプション機能であるため未規定

機能ID：0221278

エラー処理をできるようにするため、返却される登録結果の確認について※4を追加
要件の考え方理由欄は、各項目への設定内容を明記したため、性別の設定に関する記載を削除

機能ID：0221334

「医療費助成対象者情報登録結果取得API(自治体)」の追加に伴い、当該機能を標準オプション機能で追加
要件の考え方・理由欄に当該機能を利用目的や処理通番はPMH画面を利用することを補足

4. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(1/2)

○ 指定都市向けの機能を指定都市以外に拡大するかについて、人口規模や大量処理のために必要な機能で標準化PMOツール等で意見をいただいている要件を拡大対象として、以下のとおり整理しております。

① 指定都市要件の「成案」で2.1版に反映済の機能(39件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(2件)

※「資料4_指定都市要件「成案」2.1版反映済_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載
協議案_管理番号:18、45が拡大対象

② 指定都市要件の「再検討」で3.0版案で追加となった機能(54件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(4件)

※「資料5_指定都市要件検討分科会における検討要件一覧_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載
協議案_管理番号:1、1追-5、5、110が拡大対象

○ ①について、2.1版で策定済の機能・帳票要件(指定都市)の機能ID:0228030を削除し、機能・帳票要件の機能ID:0221329、0221330に分割し追加しております。

機能・帳票要件(指定都市)					【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	実装区分 障害者総合支援システム	審査会システム			
8.障害福祉サービス等(受給者管理)											
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		修正	0228030	機能ID:0220628の「個別減免有無」・「利用者負担上限月額」及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」・「食費負担限度額」を自動判定できること。 また、機能ID:0220628は、医療型個別減免対象者の場合は自動計算の対象外とする。 【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(日額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定について、機能ID:0220619(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に自動判定を行う要件である。	2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45 【第3.0版】にて、機能ID:0221329と0221330に分割	令和8年4月1日



機能・帳票要件					【実装区分】◎:実装必須機能、○:標準オプション機能、×:実装不可機能				要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	実装区分 障害者総合支援システム	審査会システム			
※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。											
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		分割	0221329	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273の「利用者負担上限月額」、及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」の判定に必要な以下の項目を管理できること。 【管理項目】 その他生活費、認定収入額、食費負担限度額(日額)、福祉部分の日額単位数、医療部分の月額医療費	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定に必要な管理項目を管理する要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45 ・【第3.0版】機能ID:0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	標準オプション機能であるため未規定
6.障害福祉サービス等(受給者管理)	6.1.受給者台帳管理機能		分割	0221330	医療型個別減免対象者の場合は、機能ID:0221273の「個別減免有無」、「利用者負担上限月額」、及び機能ID:0220640の「医療部分負担上限月額」、「食費負担限度額」を自動判定できること。	○	○	×	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・医療型個別減免の算定について、機能ID:0220619(補足給付費の自動判定)の取り扱いと同様に、自動判定を行う要件である。 ・【第3.0版】検討会での議論の結果、機能要件の一部見直し。	・2023年3月、指定都市要件として詳細化協議案_管理番号:18、45 ・【第3.0版】機能ID:0228030を指定都市以外への拡大を検討し分割	標準オプション機能であるため未規定

4. 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(2/2)

○ ②について、指定都市要件検討分科会において3.0版案として作成した機能・帳票要件(指定都市)の機能ID: 0228043、0228044、0228045、0228049 を削除し、機能・帳票要件の機能ID:0221321、0221322、0221323、0221324に追加しております。

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	障害者福祉システム	障害者福祉システム	審査会システム	請求審査システム				時間加算体系手当システム
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221321	各台帳画面で、機能ID:0220156の資料やPDF、画像ファイル情報を複数まとめて登録できること。	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・障害者福祉の各業務フローの各処理において利用できる機能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号:110)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221322	各事業で管理する独自構築項目について、宛名番号、履歴番号及び各独自構築項目をCSVファイルから一括登録できること。 ※1 履歴番号が空白の場合は、最新履歴に紐づけること ※2 CSVファイルの取込は、以下の機能ID単位に分けること 機能ID:0220256、0220332、0220397、0220458、0220605、0220655、0220695、0220944、0221017、0221109、0221157、0221160、0221199 ※3 一括登録時に更新する項目を選択できること。項目の選択方法(パラメータ等で設定、処理時に指定等)はベンダの実装範囲とする ※4 一括登録時に更新する項目に、既に値が入っている場合は、アラート(処理中止、上書き続行)を表示すること	○	○	○	×	○	・人口規模や大量処理のために必要な機能 ・各事業の各業務フローの「申請情報登録」又は「届出情報登録」が完了した後において利用する機能とする。 ・取込するCSVファイルのレイアウトは、ベンダの実装範囲とするが、宛名番号、履歴番号より対象者及び履歴に紐づけることとする。 別)機能ID:0220256(身体障害者手帳独自構築項目の管理)のCSVファイルレイアウト 宛名番号、履歴番号、区分1コード、区分2コード、区分3コード、区分4コード、区分5コード、日付1、日付2、日付3、日付4、日付5、備考1、備考2、備考3、備考4、備考5 ※データ型や桁数等の属性は基本データリストに準じる	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号:1)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定
1.障害者福祉共通	1.4.台帳管理機能		新規追加	0221323	「進行状態コード」の更新方法は、ベンダの実装範囲とする。	○	○	○	×	○	・「進行状態コード」は原則業務提出時等の最新のステータスの管理を目的としており、自治体等に柔軟にコードを設定できるように、基本データリストのコードID:007(進行状態)において、「ユーザにて任意に設定」とされている。(申請、取下、却下、決定、廃止等のステータスは、「更新状態コード」で管理されている) ・一方で、各申請項目の入力等と連動させる形で「進行状態コード」を自動的に更新させることで、項目間の不整合を抑制し、入力異常とならないシステム設計としているベンダも存在する。 ・そのため、標準仕様書における機能としては、ベンダの実装範囲としている。 例) 区役所や村定機関での単発の進行状態を管理するために「申請入力中」、「申請入力済」、「判定依頼中」、「判定済」、「決定済」を管理し更新する等。 ・また、他の管理項目の入力と連動させる等して「進行状態コード」でも自動更新させる等、利用者の利便性を考慮した実装がされる場合は、基本データリストのコードID:007(進行状態)のコード値はベンダの実装範囲での対応も可能とする。	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号:1(違))として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定

機能・帳票要件					【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日	
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分							
2.身体障害者手帳	2.1.申請管理機能		新規追加	0221324	機能ID:0220229(対象者の申請日時年齢が15歳未満で保護者未入力の場合は、エラーメッセージを表示すること)について、「保護者未入力の場合」を「保護者未入力の場合又は対象者と保護者が同一の場合」とすること。	○					・人口規模や大量処理のために必要な機能	【第3.0版】にて、指定都市要件(協議案_管理番号:5)として検討後、指定都市以外への拡大を検討し追加。	標準オプション機能であるため未規定

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(1/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.13、61】</p> <p>022_障害者福祉_基本データリスト データ項目ID 02204331、02204332 「その他生活費」「認定収入額」などの医療型個別減免の計算に使用する項目が、指定都市以外は実装不可とされています。</p> <p>医療型個別減免の計算は、政令都市のみ可能とし、他の市町村では計算機能の実装を不可とする認識で良いかご教示顶きたい。</p> <p>また、上記の項目が管理不可となっている理由をご教示ください。</p> <p>政令都市でない市町村であっても、医療型個別減免の計算および受給者証印字を行うと思われるため。</p>	<p>機能ID:0228030は指定都市においてのみ必要な機能ではなく、人口規模の大きい自治体においても同様の機能が求められることから、指定都市要件からは削除し、標準オプション機能として一般市・町村の要件として規定しました。なお、ベンダの実装範囲や対象者の人数によっては、計算に必要な項目は必要となりますが、自動計算までは必要ない場合を考慮し、管理項目のみを規定した要件と、自動計算できる要件に分けて規定しました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(指定都市要件)(06. 障害福祉サービス等(受給者管理))</p> <p>機能ID:0228030(削除) 機能・帳票要件(06. 障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0221329(追加)、0221330(追加)</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.38】</p> <p>8.自立支援医療(更生医療) 8.4.帳票出力機能 機能ID:0220894 について</p> <p>自立支援医療受給者証をA6で印刷する場合の印刷方法を指定していただきたい。</p> <p>(想定される出力パターン例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々にA6用紙に印刷する。 ・A4用紙に4人分印刷する。 (両面印刷の際は裏面にも同4名分印刷する) ・A4上下段にそれぞれ表面/裏面を印刷する。 (A4に2名分印刷し、折り曲げて使用することでA6サイズとなる方式) →この場合片面への印刷ですが、意味合いは両面印刷となります。 <p>両面印刷を絡めると多数のパターンが想定され、ユーザーとの認識が異なるケースが出てしまうため。</p>	<p>機能ID:0220894の様式サイズをA6で印字する機能については、出力のパターンについて標準仕様で規定はしませんが、A6以外の用紙にA6サイズの受給者証を印字できるように、「要件の考え方・理由」に補足説明として、「プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること(2アップ、4アップ等)も可能とする」と記載します。また、機能ID:0220895の両面印刷の対象に機能ID:0220894を追加します。なお、当内容は育成医療、精神通院医療も同様に対応させていただきます。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生医療)) 機能ID:0220894、0220895 機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成医療)) 機能ID:0220969、0220970 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221050、0221051</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(2/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
3	<p>【検討課題一覧 No.39、令和5年11月WT意見集約一覧 No.27】</p> <p>8.自立支援医療(更生医療)8.4.帳票出力機能 機能ID:0220899、0220900 について 自己負担上限額管理票をA6で印刷する場合の印刷方法を指定していただきたい。 (想定される出力パターン例) 有効期間が令和5年4月～令和6年3月の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1枚目) 表面 4月～7月 の印字 裏面 8月～11月 の印字 (2枚目) 表面 12月～3月 の印字 ・(1枚目) 表面 4、6、8、10月 の印字 裏面 5、7、9、11月 の印字 (2枚目) 表面 12、2月 の印字 裏面 1、3月 の印字 <p>その他複数パターンが考えられるため、折り方も含め提示していただきたい。 自治体ごとに運用が異なることから、指針となる印刷方法の確立が必要と考えられるため。</p> <p>機能ID:0220898 A6様式に応じた帳票用紙サイズを明記して頂きたい。 現状の標準仕様書の記載からすると、様式のサイズに応じた用紙サイズについて明記されていないため、前回例として出させていただいた、A4用紙に対して複数面印刷後裁断してA6用紙として使用する運用が許容できてしまうため、カスタマイズが発生する要因になると考えます。</p>	<p>機能ID:0220899にてA4用紙の片面に4枚まで印刷ができることを規定していましたが、A4用紙に規定する必要はないため、当該機能は削除し、機能ID:0220898にA6以外の用紙にA6サイズの上限額管理票を印字できるように「要件の考え方・理由」に補足説明として、「プリンタの機能の範囲によりA6以上の用紙に複数ページを1枚にまとめて印刷すること(2アップ、4アップ等)も可能とする」と記載し、機能ID:0220899は削除します。また、機能ID:0220900の両面印刷の対象に機能ID:0220898を追加します。なお、当内容は育成医療、精神通院医療も同様に対応させていただきます。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生医療)) 機能ID:0220898、0220899、0220900 機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成医療)) 機能ID:0220973、0220974、0220975 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221053、0221054、0221055</p>
4	<p>【検討課題一覧 No.64、令和5年11月WT意見集約一覧 No.18】</p> <p>住民記録システム標準仕様書において「氏名優先区分コード」の扱いについては標準オプション機能となっている。そのため、No10に記載の「帳票の宛先部分の氏名欄のみに反映する機能を実装必須機能」とすることは難しいと考える。なお、住民記録システム標準仕様書において標準オプション機能となっている理由としては、氏名優先区分を必要とする市区町村はあるが、必ずしも全市区町村において必要ではないことから、標準オプション機能とされている。</p>	<p>「氏名優先区分コード」が住民記録システム標準仕様で標準オプション機能と定められていることから、障害者福祉システムの「氏名優先区分コード」を利用した機能については実装必須機能から標準オプション機能に変更いたしました。</p> <p>○変更箇所 機能・帳票要件(障害者福祉共通) 機能ID:0221259</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(3/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
5	<p>【検討課題一覧 No.65】</p> <p>① 検討論点のNo2について、全件ではなく、差分も可能としていただきたい。毎回全件となると、資料に記載のとおり、データ量も多くなり、回線利用料、他処理への影響や処理時間の問題が危惧されるためである。</p> <p>② No6の連携ファイルについてはCSVといったファイル連携も追加をお願いしたい。こちらも大量データを扱うためファイル連携も必要であるとする。</p> <p>③ 自治体からPMHへ受給資格情報の連携後、どのくらいのレスポンスで医療機関側での確認が可能なのか教えていただきたい。</p>	<p>デジタル庁より、以下の回答をいただいております。</p> <p>① 差分連携については次年度以降での対応を検討しております。</p> <p>② 標準化においてはファイル連携は実施せずAPI連携のみをお願いしたいと考えております。JSON形式のAPI連携において1回の通信で複数件の連携が可能です。</p> <p>③ 所要時間につきまして、反映に長時間を要するものではありません。</p>
6	<p>【検討課題一覧 No.66】</p> <p>障害者福祉の「機能・帳票要件」では実装区分の「実装必須」について、「実装区分」欄に“◎”として規定されている場合と、「要件の考え方・理由」欄に、「指定都市、権限移譲市区町村の対応が必要な自治体は実装必須となる。」といったように注釈として規定されている場合がありますが、あらためて、その取り扱いについて確認させほしい。</p> <p>その上で、7.障害福祉サービス等(給付管理)の高額の処理において、「既存高額・新高額の処理は国保連合会に委託可能であり、委託を行っている場合は、システム機能として不要となることから標準オプションとしている。本要件は委託を行っていない自治体では実装必須となる。」と記載があるが、国保連合会に委託していない場合においてシステム外で運用している自治体もあり、対応されていないシステムもあることから実装必須とすることはしないのではないかと。</p>	<p>意見の内容及び実情の運用にあわせて、高額処理(機能帳票要件の中分類「7.3.高額障害福祉サービス費等管理機能」)の「要件の考え方・理由」を見直し、国保連委託を実施していない場合、実装必須の文言を削除し、国保連委託を実施している場合は標準オプション機能との表記を見直しました。</p> <p>○対応箇所</p> <p>機能・帳票要件(07_障害福祉サービス等(給付管理))</p> <p>以下の機能IDの「要件の考え方・理由」</p> <p>機能ID:0220777、0221255、0220778、0220779、0220780、0220781、0220782、0220783、0220784、0220785、0220786、0220787、0220788、0220796、0220798、0220799、0220800、0220801、0220802</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(4/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
7	<p>【検討課題一覧 No.68】 指定都市向け意見照会の意見集約一覧 No.22 08.自立支援医療(更生医療) 【機能ID 0220895】 機能要件を以下のように修正してほしい。 「機能ID:0220893 の印刷方式について、両面印刷か2アップ印刷を選択できること。」 理由: 自立支援医療受給者証は自己負担上限額管理票とともに医療機関に持参するものであり、これらが別々のものであると持参を忘れてたり紛失したりするおそれがある。A5用紙の表に受給者証(表)・(裏)を2アップ印刷し、裏に自己負担上限額管理票を印刷することで、A5サイズ(折りたたんでA6サイズ)に収まり、保険証と同等の携帯性と紛失の防止を図ることができる。なお、この場合、自己負担上限額管理票の裏面への印刷をシステムから行うまでの機能は必要なく、あらかじめA5用紙の片面に自己負担上限額管理票を印刷しておき、プリンター手差しにより他面に受給者証をシステムから印刷する運用を想定しているため、実装難度は高くないと考えている。</p>	<p>ご意見の内容は、機能ID:0220894の様式サイズをA6で印刷する要件については、A6サイズの用紙以外に受給者証の表面、裏面をA6サイズで1枚に集約したいとのご意見と理解しました。そのため、「要件の考え方・理由」に補足説明として、「プリンタの機能の範囲により複数ページを1枚(2アップ、4アップ等)に印刷することも可能とする」と記載いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生医療)) 機能ID:0220894</p>
8	<p>【検討課題一覧 No.69】 指定都市向け意見照会の意見集約一覧 No.23 09.自立支援医療(育成医療) 【機能ID 0220970】 機能要件を以下のように修正してほしい。 「機能ID:0220968の印刷方式について、両面印刷か2アップ印刷を選択できること。」 理由: 自立支援医療受給者証は自己負担上限額管理票とともに医療機関に持参するものであり、これらが別々のものであると持参を忘れてたり紛失したりするおそれがある。A5用紙の表に受給者証(表)・(裏)を2アップ印刷し、裏に自己負担上限額管理票を印刷することで、A5サイズ(折りたたんでA6サイズ)に収まり、保険証と同等の携帯性と紛失の防止を図ることができる。なお、この場合、自己負担上限額管理票の裏面への印刷をシステムから行うまでの機能は必要なく、あらかじめA5用紙の片面に自己負担上限額管理票を印刷しておき、プリンター手差しにより他面に受給者証をシステムから印刷する運用を想定しているため、実装難度は高くないと考えている。</p>	<p>ご意見の内容は、機能ID:0220969の様式サイズをA6で印刷する要件については、A6サイズの用紙以外に受給者証の表面、裏面をA6サイズで1枚に集約したいとのご意見と理解しました。そのため、「要件の考え方・理由」に補足説明として、「プリンタの機能の範囲により複数ページを1枚(2アップ、4アップ等)に印刷することも可能とする」と記載いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成医療)) 機能ID:0220969</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(5/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
9	<p>【検討課題一覧 No.70】 指定都市向け意見照会の意見集約一覧 No.24 10.自立支援医療(精神通院医療) 【機能ID 0221051】 機能要件を以下のように修正してほしい。 「機能ID:0221049 の印刷方式について、両面印刷か2アップ印刷を選択できること。」 理由: 自立支援医療受給者証は自己負担上限額管理票とともに医療機関に持参するものであり、これらが別々のものであると持参を忘れて紛失したりするおそれがある。A5用紙の表に受給者証(表)・(裏)を2アップ印刷し、裏に自己負担上限額管理票を印刷することで、A5サイズ(折りたたんでA6サイズ)に収まり、保険証と同等の携帯性と紛失の防止を図ることができる。なお、この場合、自己負担上限額管理票の裏面への印刷をシステムから行うまでの機能は必要なく、あらかじめA5用紙の片面に自己負担上限額管理票を印刷しておき、プリンター手差しにより他面に受給者証をシステムから印刷する運用を想定しているため、実装難度は高くないと考えている。</p>	<p>ご意見の内容は、機能ID:0221050の様式サイズをA6で印刷する要件については、A6サイズの用紙以外に受給者証の表面、裏面をA6サイズで1枚に集約したいとのご意見と理解しました。そのため、「要件の考え方・理由」に補足説明として、「プリンタの機能の範囲により複数ページを1枚(2アップ、4アップ等)に印刷することも可能とする」と記載いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221050</p>
10	<p>【検討課題一覧 No.71】 指定都市向け意見照会の意見集約一覧 No.4 10.自立支援医療(精神通院医療) 一括登録する際に、「担当区」や「判定会要否」「判定会日」「進達日」等で対象者を抽出できるようにしてほしい。一度に処理する件数が多く、担当区等のこれらの条件で処理する人を内部で分担して効率的に業務を進めているため。</p>	<p>自立支援医療(精神通院医療)に限らず、一括登録機能として求められる要件であるため、本編の「第3章機能・帳票要件」>「1. 機能・帳票要件」>「(11) バッチ処理について」の「表3-11 一括処理(標準オプション機能)」に「一括登録における対象者の抽出条件は、機能・帳票要件に個別に規定された内容を除き、ベンダの実装範囲とする。」を規定しました。</p> <p>○変更箇所 本編の上記箇所</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(6/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
11	<p>【検討課題一覧 No.74】</p> <p>機能ID:0220257「障害種別コードは、手入力の他に、単一障害部位の場合は計算により自動設定できること。」について、</p> <p>障害種別の判断基準は自治体によって異なる認識ですので機能ID:0221265と同様に「計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする」認識で問題ないでしょうか。</p> <p>障害種別の判断基準を統一すべきであれば基準を明示いただきたく、確認をお願いします。</p>	<p>ご意見のとおりと考えますので、機能ID:0220257 について、「※2 計算過程等の自動設定の方法はベンダの実装範囲で可とする」を追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(02.身体障害者手帳) 機能ID:0220257 削除 機能ID:0221325 追加</p>
12	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.22】</p> <p>機能ID:0221218</p> <p>「特別児童扶養手当関係書類提出受付処理簿」の対応を実装必須機能として整理されているが、実装オプションとすべきと考える</p> <p>「特別児童扶養手当関係書類提出受付処理簿」の関連する項目は機能ID:0221147にてオプション機能となっているため</p>	<p>ご意見のとおり、出力するための管理項目が標準オプション機能となっており、当該帳票は機能ID:0221219 と同様の扱いとなるため、実装必須から標準オプションに変更いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(12.特別児童扶養手当) 機能ID:0221218 削除 機能ID:0221345 追加</p>
13	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.28】</p> <p>機能ID:0221259</p> <p>「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄で利用できること。</p> <p>※「氏名優先区分コード」の内容は、001_住民基本台帳_基本データリストのコードID:014(氏名優先区分)となる</p> <p>「利用できること」とは具体的にどういった機能が実装されていればよろしいでしょうか。</p> <p>弊社ユーザーにおいては、現状では住民基本台帳の連携時に氏名優先区分に従い氏名を1つセットしており、それが画面や帳票等システムで扱う氏名として統一的に使用されるようにしている。標準化後も従来通りの実装がされていれば良いものか確認したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の青文字を追記いたしました。</p> <p>「氏名優先区分コード」は、外国人住民に送付する通知書・お知らせ等の窓空宛名部分の氏名欄の印字で利用できること。</p> <p>また、要件の考え方・理由欄に、以下を追記いたしました。</p> <p><u>・「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。</u></p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221259</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(7/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
14	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.29】 機能ID:0221260</p> <p>「氏名優先区分コード」は、外国人住民が所持する手帳や受給者証等(※)の氏名欄で利用できること。</p> <p>(※)身体障害者手帳、身体障害者手帳交付証明書、療育手帳、療育手帳交付証明書、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者保健福祉手帳交付証明書、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証、通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証、自立支援医療受給者証、補装具費支給券、特別児童扶養手当受給証明書</p> <p>「利用できること」とは具体的にどういった機能が実装されていけばよろしいでしょうか。弊社ユーザーにおいては、現状では住民基本台帳の連携時に氏名優先区分に従い氏名を1つセットしており、それが画面や帳票等システムで扱う氏名として統一的に使用されるようにしている。標準化後も従来通りの実装がされていけば良いものか確認したい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の青文字を追記いたしました。</p> <p>「氏名優先区分コード」は、外国人住民が所持する手帳や受給者証等(※)の氏名欄の印字で利用できること。なお、他の帳票の氏名欄への印字も可とする。</p> <p>また、要件の考え方・理由欄に、以下を追記いたしました。</p> <p>「氏名優先区分コード」を利用した氏名の画面表示は、画面要件となる。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0221260</p>
15	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.33】 6.障害福祉サービス等(受給者管理) 0220625</p> <p>「また、単身赴任等で異なる住民基本台帳の世帯員についても追加できること」といった文言を追記してほしい。</p> <p>「障害児の世帯について、所得区分を認定する際の世帯範囲を保護者の属する住民基本台帳での世帯にできること」とされていますが、単身赴任等で別の住民基本台帳となっている親も追加できるよう明記してください。</p>	<p>ご意見のとおりとなりますので、世帯の範囲についての記載を見直いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0220625 削除 機能ID:0221328 追加</p>
16	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.39】 2身体障害者手帳 「取下げ書」を追加されたい。</p> <p>身体障害者福祉法第15条4項・身体障害者福祉法施行令第10条1項の通り、申請を受けた場合もしくは再交付の申請がある場合は、手帳を交付しなければならないため、その申請の「取下げ」を明確に確認する必要がある為。</p>	<p>「取下届」の出力の必要性は自治体により異なることから、標準オプション機能で「取下届」の出力機能、該当する帳票詳細要件、帳票レイアウトを追加いたしました。</p> <p>○対応箇所 02.身体障害者手帳 機能ID:0221326 帳票ID:0220256 25_身体障害者手帳取下届</p>

5. 標準化PMOツール等からのご意見・ご質問等を踏まえた機能の見直し(8/8)

No	ご意見・ご質問の内容	検討論点・3.0版案の概要
17	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.42】 3療育手帳「取下げ書」を追加されたい。 療育手帳は法制化されていないため、法的根拠を示すことは困難だが、身体障害者手帳と同様、申請に対して交付を行う必要があり、その申請の「取下げ」を明確に確認する必要がある為。なお、その取下げの意思確認の必要性については、本市においては実施要綱において定めている。</p>	<p>「取下届」の出力の必要性は自治体により異なることから、標準オプション機能で「取下届」の出力機能、該当する帳票詳細要件、帳票レイアウトを追加いたしました。 ○対応箇所 03.療育手帳 機能ID:0221327 帳票ID:0220257 20_療育手帳取下届</p>
18	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.48】 機能ID:0221090・0221304 借受の管理項目に廃止日と廃止理由コードが追加されました。購入や修理の管理項目にも同様の廃止機能を追加してほしい。借受と同様に、購入や修理の場合も作成途中の死亡等により廃止になる場合があるため。</p>	<p>11月WTでは借受の場合のみに限定した項目としましたが、運用上、購入や修理の場合も用具の作成中や修理中に死亡や転出の場合に廃止の管理をしたいとのことから、借受に限定した管理項目ではなく、購入や修理の場合も含めて管理できる項目に変更いたしました。 ○対応箇所 機能・帳票要件(11.補装具) 機能ID:0221304</p>
19	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.73】 自己負担上限額についてお伺いします。 ①公費負担医療については、制度に定めのある額以上に自治体で上乗せ助成をしている場合は、その上乗せした結果を設定すればよいという認識で相違ないでしょうか？ ②地方単独医療費助成の場合は、自治体の定める上限額をそのまま設定すれば問題ないでしょうか？ ①例えば制度では500円の自己負担が生じるところを、自治体の上乗せで自己負担ゼロにしている場合などを想定しています。</p>	<p>①につきまして、自立支援医療に対して自治体独自助成(償還払いではなく現物給付によるもの)について、自己負担上限額が例えば国基準で5,000円、独自上乗せにより2,500円の場合は、医療機関の窓口における自己負担上限額2,500円となります。これについて、 ①-1. レセコンに連携される#16 自己負担上限額.共通.金額 は独自助成後の2,500円となります。 ①-2.. レセコンに連携される#15 自己負担上限額.共通.負担率 は、独自助成後の負担率となります。 なお、#33 受給者証券面項目の自己負担上限額は、「5,000円(独自助成により2,500円)」のような内容となります。 ②につきましては、地方単独助成であることから、自治体の定める上限額となります。 以上を踏まえて、PMHへ独自上乗せ後の自己負担上限額と負担率を連携する必要があることから、「PMH連携用独自上乗せ後の自己負担上限額」、「PMH連携用独自上乗せ後の負担率」を更生医療、育成医療、精神通院医療に追加いたしました。合わせて、受給者証への印字機能に対しても反映しております。 ○対応箇所 機能ID:0221332、0221333、0220892、0221335、0221336、0221337、0220967、 0221339、0221340、0221341、0221048、0221343</p>

6. 正誤対応の内容(1/4)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
1	<p>【検討課題一覧 No.48、令和5年11月WT意見集約一覧 No.21】 【022_障害者福祉_基本データリスト【第2.1版】.xlsx】のデータ項目ID:022-03628「転入フラグ」に関する質問。</p> <p>申請事由コード(コードID:006)の値が決まれば申請事由コードで転入か否かを判断できる認識であり不要な項目と考えている。</p> <p>申請事由コードで満たせない用途があるのであれば転入フラグの用途を明記いただきたい。(他グループには存在しない項目であるため精神手帳業務の独自性によるものなのかも明記いただきたい)</p> <p>「転入フラグ」の名称を「有効期間自動計算フラグ」に変更して頂きたい。</p> <p>検討課題一覧No.48の回答の通り、本フラグは有効期間終了日の自動計算を行うかどうかを判断する項目のため。</p> <p>転入フラグのままでは、ユーザによっては誤解をまねく可能性があるため。</p>	<p>「転入フラグ」は誤解を招きやすいことから、項目名を「転入時有効期限自動計算フラグ」に訂正(正誤対応)いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(04.精神障害者保健福祉手帳) 機能ID:0220371</p>
2	<p>【検討課題一覧 No.63】 機能・帳票要件 機能ID:0220228について、【管理項目】に「旧住所」が2つある。</p>	<p>ご指摘のとおり、「旧住所」が2つあり、片方は「新住所」の誤記であったため、正誤対応いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(02.身体障害者手帳) 機能ID:0220228</p>
3	<p>【検討課題一覧 No.67】 機能ID:0221013 機能要件に記載の「受給者番号(チェックデジット付)」について、システムが持つ入力フィールドは、チェックデジットを用いて受給者番号を検査する機能を有する必要がありますか。それとも、受給者番号をただ入力できれば足りませんか。</p>	<p>受給者番号については機能ID:0221023にて「保険者番号等の設定について(昭和五一年八月七日)(保発第四五号・庁保発第三四号)にて示された設定方法」としていることから、手入力により受給者番号が誤っていた場合は気づける仕組みになると考えますが、現在の規定では読み取れないとの意見もあるため、機能ID:0220863の「要件の考え方・理由」に補足説明を追加いたしました。なお、更生医療以外の、育成医療、精神通院医療も同様となります。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(08.自立支援医療(更生医療)) 機能ID:0220863 機能・帳票要件(09.自立支援医療(育成医療)) 機能ID:0220942 機能・帳票要件(10.自立支援医療(精神通院医療)) 機能ID:0221013</p>

6. 正誤対応の内容(2/4)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
4	<p>【検討課題一覧 No.72】</p> <p>現在当区では、新高額障害福祉サービス等給付の自庁運用のため、介護保険システムから障害者福祉システムへデータ連携を行っております。</p> <p>しかし、標準化後の対応として、介護保険システムベンダより「新高額に関するデータ連携については、標準仕様書に記載が無いため対応できない」との説明がありました。</p> <p>確かに、介護保険システム標準仕様書には「高額サービス」に関する記載がありません。一方で、障害者福祉システム標準仕様書には、機能要件ID7.3.13にてオプション機能として「新高額について、介護保険システムとデータ連携して対象者ごとの入力、あるいは一括して取込できること。」との記載があります。</p> <p>以上を踏まると、介護保険システム標準仕様書に記載されている「高額サービス」には「新高額」に関する内容も含まれている解釈しているのですが、この認識に誤りはないでしょうか。当区の解釈が誤っている場合、障害者福祉システム標準仕様書の機能要件ID7.3.13に対応する介護保険システムの機能要件IDをご教示ください。</p>	<p>当内容については、介護保険システム側に連携機能の追加とデジタル庁へ機能別連携仕様への連携IDの追加を依頼しました。それに伴い、機能ID:0220785の「※ 連携項目は、機能ID:0220783の管理項目に準拠すること。」は不要となるため削除いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(07_障害福祉サービス等(給付管理)) 機能ID:0220785</p>
5	<p>【検討課題一覧 No.73】</p> <p>マイナンバー情報照会における「不開示」関連の設定では、介護、障害でそれぞれ以下のようになっています。(介護の「①の場合」となっているにも関わらず◎なのは類型としてやや?ですが。)記載内容にやや相違がみられます。</p> <p>【介護保険】(0230026 ◎) マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ渡す情報照会内容データを作成し連携できること。 ※1 支援措置対象者に対して、不開示コードが設定されること ※2 一括してデータを作成し連携できること</p> <p>【障害者福祉】(0220071 ○) マイナンバー制度における中間サーバーや団体内統合宛名システムへ情報照会内容のデータ(情報提供依頼のデータ)を作成し、連携できること。 ※1 連携できる事業(身体障害者手帳、障害福祉サービス等の単位)をパラメタ等で設定できること ※2 一括してデータ作成し、連携できること(0220072 ○) 機能ID:0220071 に以下も加えること。 ※1 不開示設定フラグを設定できること。 ※2設定により、支援措置対象者の場合は不開示設定フラグを自動設定できること。</p> <p>障害者福祉における「不開示設定フラグ」とは情報照会の話ですので、中間サーバ等における「不開示該当フラグ」を指すものでなく、情報照会時に自動で「不開示コード」を付与するための、障害者福祉システム側の独自のフラグとの認識です。</p> <p>そのように考えた場合、介護の記載もあわせて、以下の記載の理解で問題ないでしょうか。またその場合、以下の記載の方がより明確になるのではないのでしょうか。</p> <p>(介護も同様、ただし、介護の場合※1がやや現機能より拡張してしまいますが。)</p> <p>※1 (支援措置対象者に限らず)不開示設定フラグを設定できること。← ※不開示コード設定フラグの意 ※2 設定により、支援措置対象者の場合は不開示設定フラグを自動設定できること。 ※3 不開示設定フラグ対象者の場合は、照会時に自動で(情報照会データに)不開示コードが設定されること。</p>	<p>R6.3月に正誤対応として、管理項目名を「不開示設定フラグ」から「照会側不開示コード」に訂正し、要件の考え方・理由欄に以下を追記いたしました。</p> <p>照会側不開示コードは、自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書 別紙2コード定義書1.3.38 照会側不開示コード(1:開示、2:不開示)である。</p> <p>理由としては介護と障害者で書きぶりが異なっているものの、意味するところは自治体中間サーバー外部インターフェイス仕様書 別紙2コード定義書1.3.38 照会側不開示コード(1:開示、2:不開示)を情報照会する際に設定できること(更に支援措置対象者は自動設定)であるため、正式な名称に統一することで誤解を招かないようにするため。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01_障害者福祉共通) 機能ID:0220072</p>

6. 正誤対応の内容(3/4)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
6	<p>【検討課題一覧 No.75】</p> <p>機能ID:0220616の世帯員市民税所得割額の考え方について、「要件の考え方・理由」に「所得区分や利用者負担額等を判定するにあたり、使用する住民税所得割額については、年少扶養控除後、寄附金税額控除前、住宅借入金等特別税額控除前で再計算した金額を使用すること。なお、年少扶養控除額は16歳未満扶養者数および16歳以上19歳未満扶養者数より事務連絡で発出された「旧市町村市民税所得割額計算シート」の計算仕様により算出し使用すること」と記載されているが、「要件の考え方・理由」が複数の機能IDにまたがって記載されているため、当該記載内容が実装必須機能なのか、標準オプション機能なのかわかりにくい。また、読み手によっては実装必須、標準オプションと異なる解釈をしてしまうのではないか。</p>	<p>ご意見のとおりであるため、「要件の考え方・理由」に記載の内容を機能ID:0220616の「機能要件」に注釈での記載に訂正させていただきました。また、当対応に伴い、機能ID:0220617の記載の内容もあわせて訂正しております。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(6.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0220616、0220617</p>
7	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.23】</p> <p>機能ID:0221206</p> <p>以下に記載の機能要件について、「支給月(3月・7月・10月又は11月)」とは機能要件で記載の管理項目のどれにあたるのか教えていただきたい。合わせて「要件の考え方・理由」にどのようなチェックを行うかやその目的等の補足を記載していただきたい</p> <p>※国手当の機能ID:0220489も同様である</p> <p><機能要件></p> <p>定例払い(4月、8月、11月又は12月)を選択している場合、あらかじめ定められている支給月(3月・7月・10月又は11月)以外で決定した場合は禁止(エラー)又は注意喚起(アラート)とすること。</p> <p>エラー又はアラートのいずれとするかはパラメタ等で設定できること。</p> <p>機能要件として記載されている内容の解釈が難しく、要件の実装が困難であるため</p>	<p>ご意見のとおり、不明瞭な表現となっていると考えられることから、国制度手当及び特別児童扶養手当について、適性な表現に正誤対応いたしました。</p> <p>誤:あらかじめ定められている支給月 で決定した場合</p> <p>正:支払用ファイル作成月 を指定した場合</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(05.国制度手当、12.特別児童扶養手当) 機能ID:0220489、0221206</p>

6. 正誤対応の内容(4/4)

No	ご意見・ご質問の内容	正誤対応の概要
8	<p>【令和5年11月WT意見集約一覧 No.24】 機能ID:0220501、0221166</p> <p>対象箇所に記載の機能IDは国手当と特別児童扶養手当であるが、支給情報の管理項目に差異があるのと中項目の管理方法に差異があるため整合をとっていただきたい</p> <p>管理項目として記載すべき内容や管理方法は同じであると考えているため</p>	<p>特別児童扶養手当の機能ID:0221166の中分類につきましては、ご意見のとおりですので、12.1.台帳管理機能から12.4.支払管理機能に正誤対応いたしました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(12.特別児童扶養手当) 機能ID:0221166</p> <p>なお、管理項目の差異につきましては、国制度手当にある「支給対象年月」、「支給月額」の2項目となりますが、特別児童扶養手当が特別児童扶養手当用レイアウトで支払用ファイルを作成し、厚生労働省から受給者へ支給することから、これら2項目の管理までは不要であり、これら2項目はこれまでの全国照会等の意見により管理項目として定めているものとなります。</p>
9	<p>【検討課題一覧 No.75】</p> <p>機能要件に記載の「EUC」の文言が全角で記載された「EUC」と半角で記載された「EUC」が混在しているため、統一してほしい。</p>	<p>以下の機能IDに記載されている半角の「EUC」の表記について全角の「EUC」に修正しました。</p> <p>○対応箇所 機能・帳票要件(01.障害者福祉共通) 機能ID:0220217、0220218 機能・帳票要件(06.障害福祉サービス等(受給者管理)) 機能ID:0220747</p>